

新成人のみなさんへ ～20歳からの年金手続き～

国民年金は、年をとったとき、病気や事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったとき、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

国民年金のポイント



○将来の大きな支えになります！

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し、保険料を納め、老後などに一定の給付を受けることができる制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

○老後のためだけのものではありません！

国民年金は、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。

また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

『学生納付特例』と『納付猶予』制度



○『学生納付特例制度』

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

○『納付猶予制度』

学生ではない50歳未満の方で、ご本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

各種年金制度は
広報誌10月号を
ご覧ください



学生納付特例は
広報誌5月号を
ご覧ください



納付猶予制度は
広報誌7月号を
ご覧ください



基礎年金番号通知書は大切に保管しましょう

基礎年金番号通知書は、20歳になってから概ね2週間以内に加入のお知らせ等と一緒に送付されます。加入する年金制度の変更や、年金を請求するときなど生涯をとおして必要となりますので、大切に保管してください。

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812